

令和 8 年 5 月 13 日

青森市農林水産部あおもり産品支援課長

令和 8 年 1 月からの豪雪に伴う 樹園地における復旧資材等への支援を実施します！

本年 1 月からの豪雪により、本県では農業関係に甚大な被害が発生しました。本市においても基幹作物であるりんごにおいて、りんご樹の損傷や減収により被害金額は約 8 億 6 千万円に上っています。

よって、生産者による一日も早い雪害からの復旧を支援するため、「令和 8 年度青森市被災果樹栽培農家支援事業」を実施します。

補助対象者

市内に住所及び農地を有し、販売を目的とした果樹生産者

対象経費

- ①被害樹の修復資材、果樹園地の復旧対策のために必要と認められる資材の購入に要する経費（支柱、カスガイ、針金）
- ②補植用苗木の購入に要する経費
- ③被害樹の伐採伐根に要する経費（作業従事者日当、機械リース代、燃料費、委託費）
※改植を行うものに限る。

補助金の額

補助対象経費の 3 分の 1 以内

（経営面積 10a 当たり補助上限額 3,900 円、経営体 1 戸当たり補助上限額 195,000 円）



令和8年度の豪雪に伴う樹園地における 復旧資材等への支援について

令和8年1月からの豪雪により樹園地での枝折れ・幹割れ等の被害が発生していることから、樹園地の早期復旧を図るため、補植用苗木、枝折れ等の修復資材の購入に要する経費及び被害樹の伐採伐根にかかる経費に対する支援を、昨年度に引き続き実施します。(令和8年度 青森市被災果樹栽培農家支援事業)

○ 支援の内容

対象作物	補助対象	補助金の額
りんご、さくらんぼ、ぶどう、カシス等果樹	①被害樹の修復資材、果樹園地の復旧対策のために必要と認められる資材の購入に要する経費 (支柱、カスガイ、針金)	補助対象経費の 3分の1以内 ▶ 経営面積 10a 当たり補助上限額 3,900 円 ▶ 経営体 1 戸当たり補助上限額 195,000 円
	②補植用苗木の購入に要する経費	
	③被害樹の伐採伐根に要する経費 (作業従事者日当、機械リース代、燃料費、委託費) ※改植を行うものに限る。	

○ 補助対象要件

本市に住所及び農地を有し、販売を目的とした果樹生産者(りんご、さくらんぼ、ぶどう、カシス等)等

○ 対象期間

令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月)までに購入又は実施すること。

○ 申請期限・提出書類

令和8年8月31日(月)までに下記の書類を申請先までご提出ください。

ア 申込書(別紙)

イ 経営面積が確認できる書類(固定資産税納税通知書等)

ウ 補助対象経費の購入・明細が確認できる書類(フルネームが記載されている領収書等)

※ 農協へ申し込みする場合、アのみを申込先へご提出ください。

※ 農協以外へ申込する場合、すべての書類を申込先へご提出ください。

○ 申込先

青森農業協同組合、青森市役所あおもり産品支援課(浪岡庁舎)

○ 申請・お問い合わせ先

青森市役所あおもり産品支援課(浪岡庁舎) TEL:0172-62-3002